

告 示

埼玉県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千三百三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第百五十一号、平成三十一年埼玉県告示第二百四十四号、令和二年埼玉県告示第二百五十号、令和五年埼玉県告示第三百八十六号及び令和六年埼玉県告示第百七十四号の事業地に大字南永井字南一本木、大字坂之下字天神脇及び字新田、

大字亀ヶ谷字東原、字大光、字宝玉及び字亀寿、糝谷、堀之内、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目並びに北中四丁目を加え、大字北岩岡字北原、大字下富字駿河台、大字南永井字井頭、大字坂之下字大和田街道、字新田前及び字清中前鶴、大字城字本村、字広ヶ谷戸及び字西ノ上、大字亀ヶ谷字谷里、北野三丁目、北野新町二丁目、若狭二丁目、東狭山ヶ丘五丁目、北中二丁目並びに岩岡町を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

ロ 合流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし